

諮問関係参考資料

(教職員及びチームとしての学校関係)

- ・ 我が国の教育を取り巻く状況
- ・ 学校現場が抱える問題の状況について
- ・ 平成18年度 教員勤務実態調査の概要①②
- ・ OECD 国際教員指導環境調査(TALIS)のポイント
- ・ 我が国の教員の現状と課題 – TALIS2013結果概要 –
- ・ 教員養成・免許制度について
- ・ 大学における教員養成の仕組み
- ・ 免許状の授与に必要な単位の例
- ・ 教諭の他校種免許状の所有状況
- ・ 公立学校教員採用試験について
- ・ 教員研修の実施体系
- ・ 教職員評価の現状について
- ・ 能力及び実績に基づく人事管理の徹底（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律）
- ・ 専門スタッフの割合の国際比較
- ・ 校務支援システムのある学校の割合〔都道府県比較〕
- ・ ICT利活用による教職員の負担軽減の事例
- ・ 学校事務の共同実施について①②
- ・ 新たな職(副校長、主幹教諭、指導教諭)の導入状況(平成25年度)
- ・ 主幹教諭と主任の比較
- ・ 主任等の種類について
- ・ 公立学校の主任等の数

我が国の教育を取り巻く状況

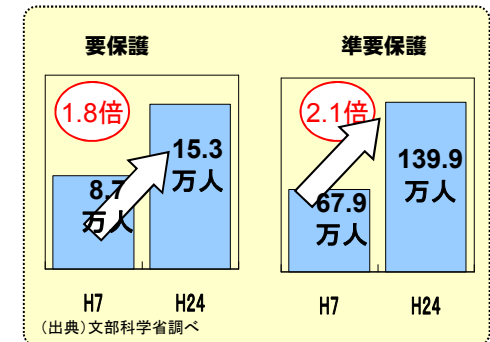
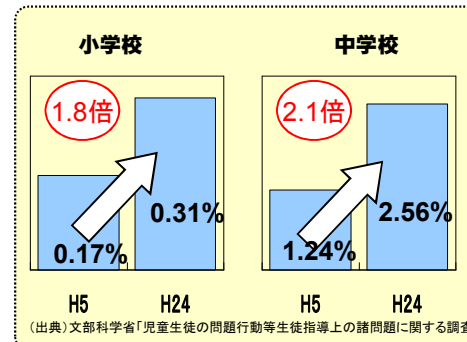
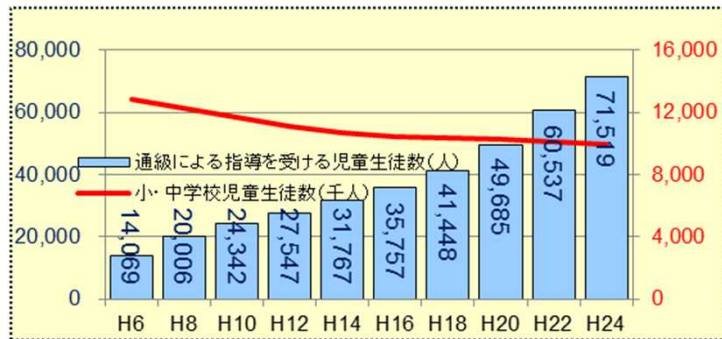
我が国の学校現場をとりまく課題は複雑化・多様化している

◎課題は複雑化・困難化している

小中学校で障害に応じた特別な指導（通級指導）を受ける子供が増加

不登校の子供の割合が増加

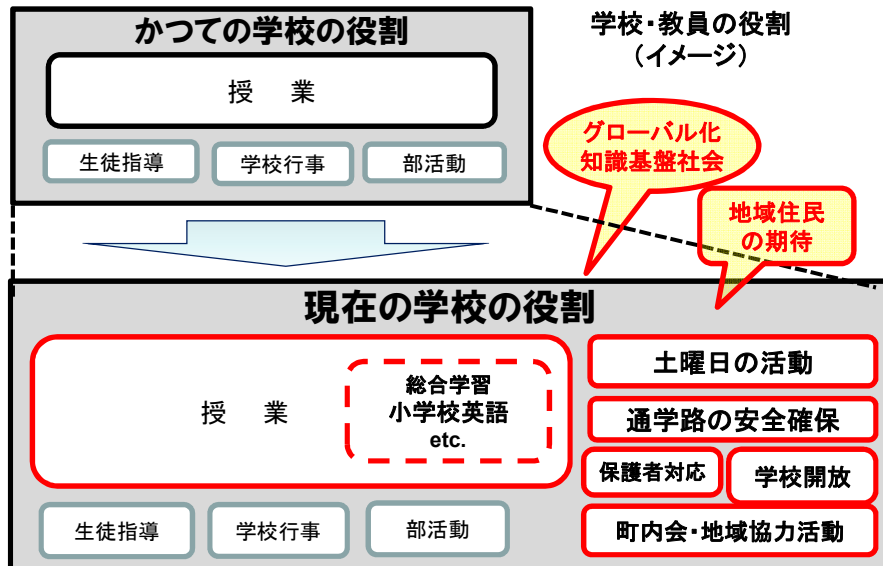
学用品費等の援助を受けている子供が増加



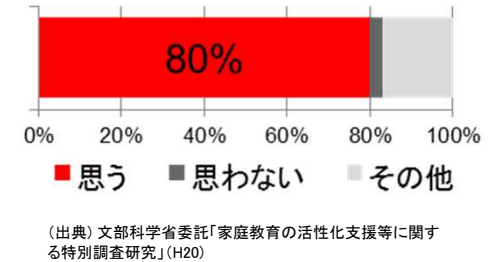
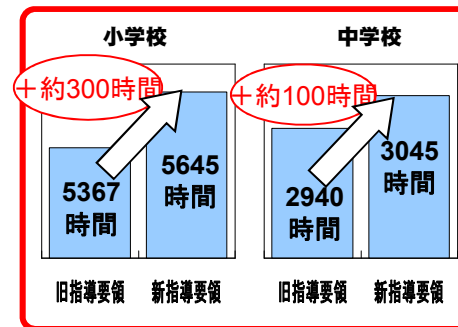
◎学校や教員の仕事は拡大し、多様化している

学習指導要領の改訂で授業時数は増加

8割の親が家庭の教育力の低下を実感



※欧米では、教員の仕事は授業が中心。生徒指導・進路指導の比重が少ない。

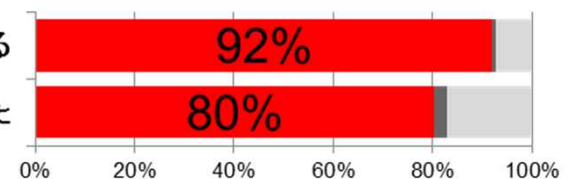


大部分の教員が仕事量や保護者対応を負担に感じている

教員が行う仕事が多すぎる

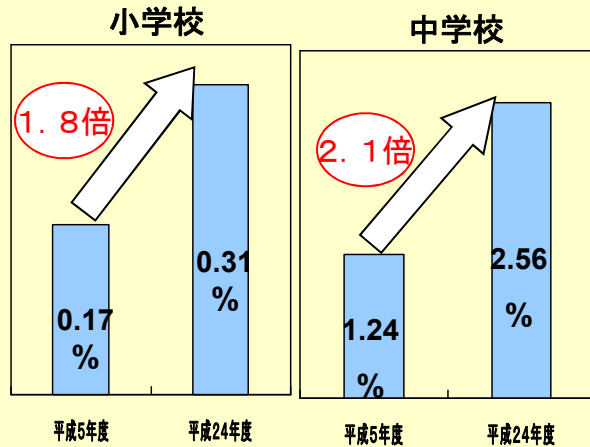
保護者対応が増えた

感じる 感じない その他



学校現場が抱える問題の状況について

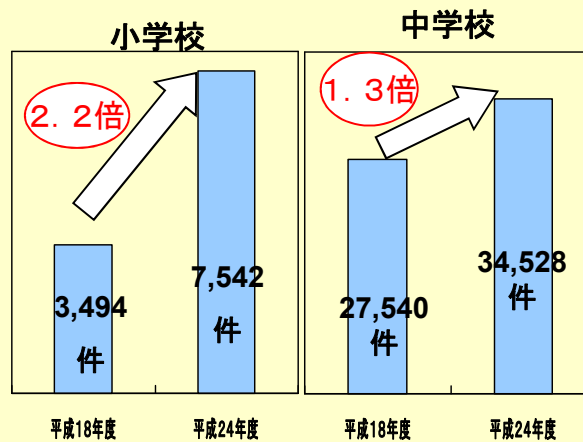
不登校児童生徒の割合



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

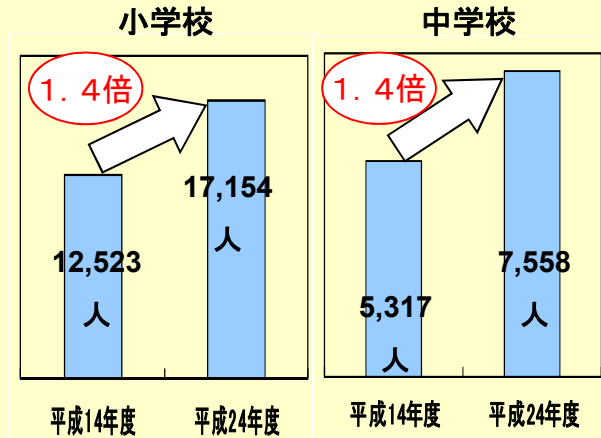
学校内での暴力行為の件数



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

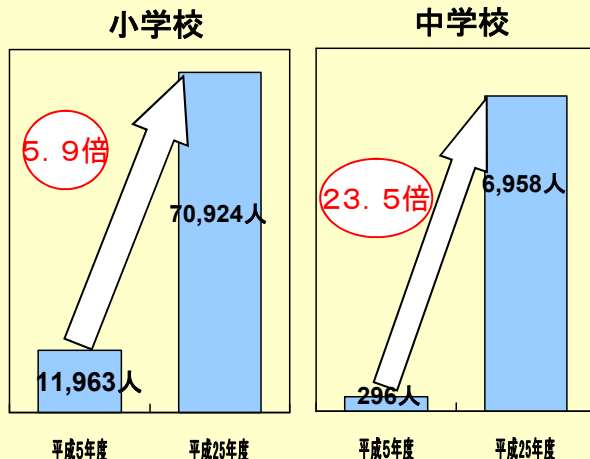
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

通級による指導を受けている児童生徒数

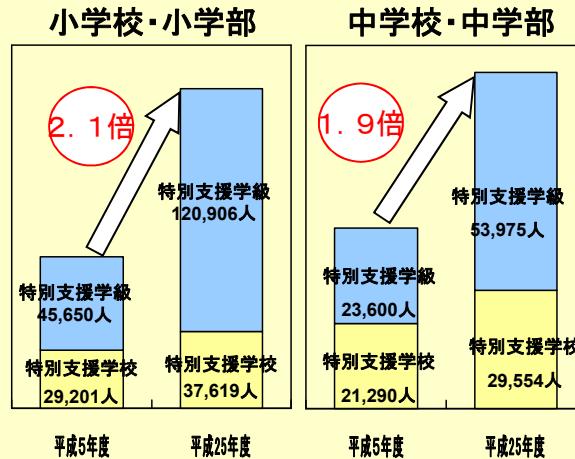


(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
 ・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年度文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

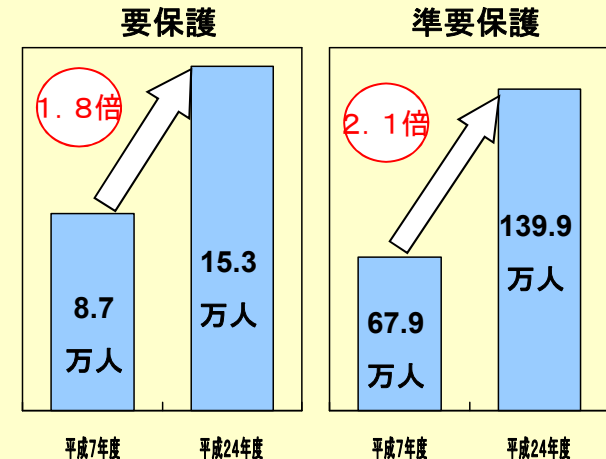
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

(出典) 文部科学省調べ

平成18年度 教員勤務実態調査の概要 ①

●年間ベースの1ヶ月あたり残業時間	※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含んでいない。
平成18年度調査	約42時間(平日・休日)
昭和41年度調査	約 8時間(平日・休日)

●調査の概要

<調査期間>

平成18年7月3日～平成18年12月17日

※ 第1期(7月分)～第6期(12月分) 28日間ずつ6期に分けて実施。

<調査対象校>

全国の公立小・中学校のうち、地域・学校規模のバランスを考慮して無作為に抽出した学校

※ (小学校180校、中学校180校)×6期を抽出

※ 毎月調査対象校を変更(1校の調査期間は1月間のみ)

<調査対象教員>

校長、教頭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師(常勤)

平成18年度 教員勤務実態調査の概要 ①

●教諭の勤務日・1日当たりの勤務時間(小・中学校平均)

	第1期 (7月分)	第2期 (8月分) (夏季休業期)	第3期 (9月分)	第4期 (10月分)	第5期 (11月分)	第6期 (12月分)
①児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分
②児童生徒の指導に間接的に かかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分
③学校の運営にかかわる業務 及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間31分	1時間37分	1時間48分	1時間36分
④外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間10分	0時間16分
合 計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分

●1ヶ月あたりの残業時間

1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分
---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------

- (業務の内容)
- ① 授業、補習指導、生徒指導、学校行事、部活動・クラブ活動 等
 - ② 授業準備、成績処理、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成 等
 - ③ 会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務 等
 - ④ 保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応 等

OECD 国際教員指導環境調査(TALIS)のポイント

調査の概要

○調査概要・目的:

- ・**学校の学習環境と教員の勤務環境**に焦点を当てた国際調査。職能開発などの教員の環境、学校での指導状況、教員へのフィードバックなどについて、国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資する。
- ・2008年に第1回調査、2013年に第2回調査(今回)を実施。日本は今回が初参加。

○調査対象: **中学校及び中等教育学校前期課程の校長及び教員**

- ・1か国につき200校、1校につき教員(非正規教員を含む)20名を抽出
- ・日本の参加状況: 全国192校、各校約20名(校長192名、教員3,521名)
- ・国公私の内訳(参加校に所属する総教員数における割合): 国公立校 約90%、私立学校 約10%

○調査時期: 平成25年2月中旬～3月中旬(日本)

○調査方法: 調査対象者が質問紙調査(教員用/校長用)に回答(所要各60分)

○調査項目:

- ◆教員と学校の概要
- ◆校長のリーダーシップ
- ◆職能開発
- ◆教員への評価とフィードバック
- ◆指導実践、教員の信念、学級の環境
- ◆教員の自己効力感と仕事への満足度

○参加国: OECD加盟国等34カ国・地域

アメリカ、イングランド(イギリス)、フィンランド、フランス、韓国、日本など

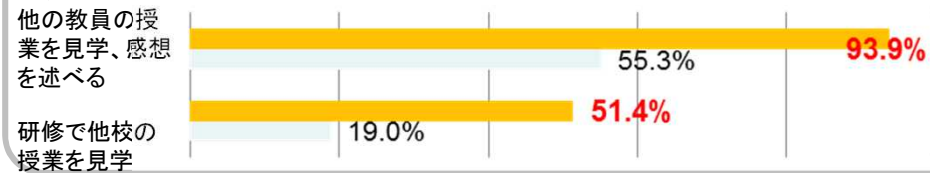
我が国の教員の現状と課題 – TALIS2013結果概要 –

■ 日本
■ 参加国平均

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

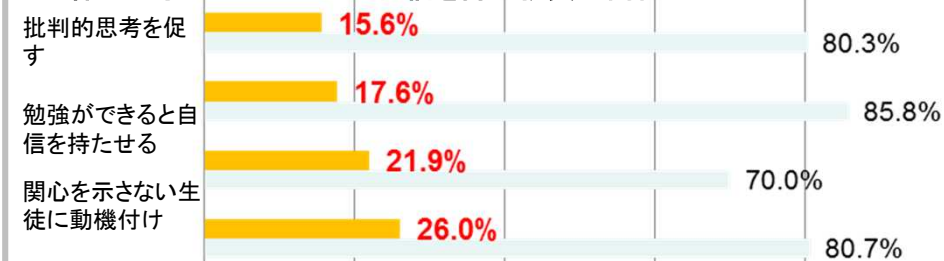
- ▶ 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- ▶ 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- ▶ これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

<授業見学の実施状況>

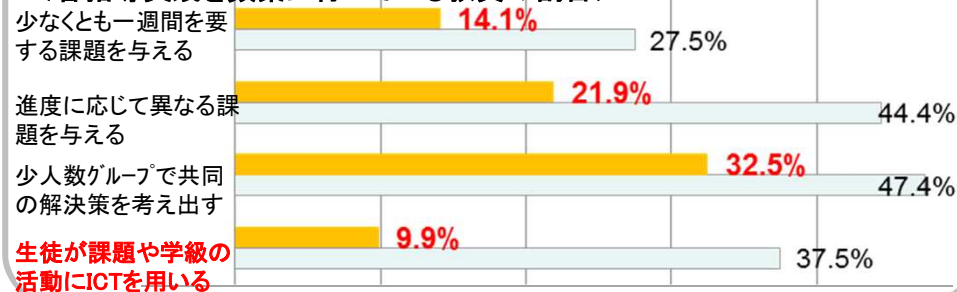


教員は、主体的な学びを引き出すことに対しての自信が低く、ICT の活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



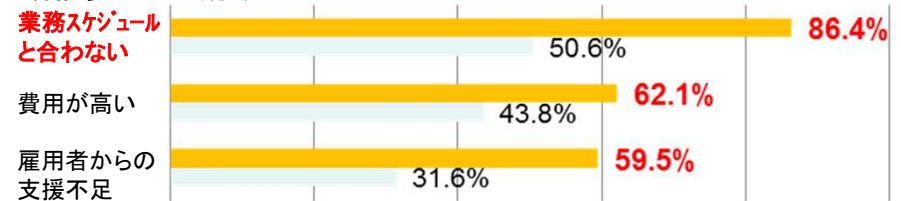
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- ▶ 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- ▶ 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

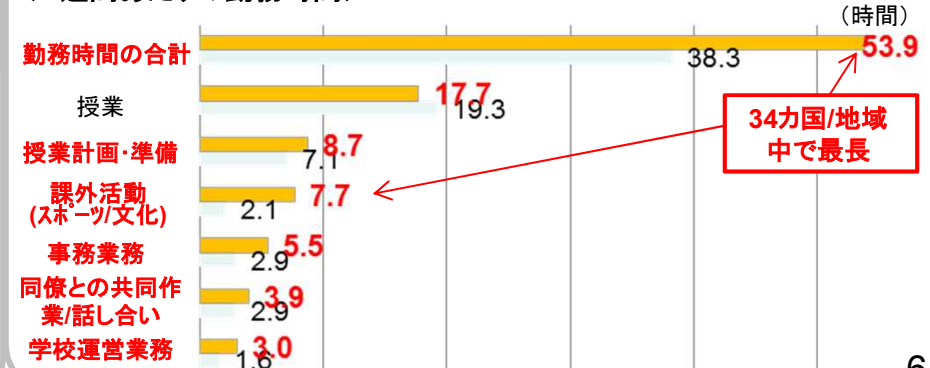
<研修参加への妨げ>



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い! 人員不足感も大きい

- ▶ 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- ▶ 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- ▶ 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

<1週間あたりの勤務時間>



教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状
(有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

・特別免許状 } 授与を受けた

・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H24年度授与件数: 208, 237件

(内訳) 専修免許状: 14, 829件 一種免許状: 150, 720件 二種免許状: 42, 688件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目)

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数: 52件

(平成元~H24年度総授与件数: 549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数: 9, 214件
(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数: 19, 358件
(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数: 12, 241件
(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	△ ※3	×	△ ※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

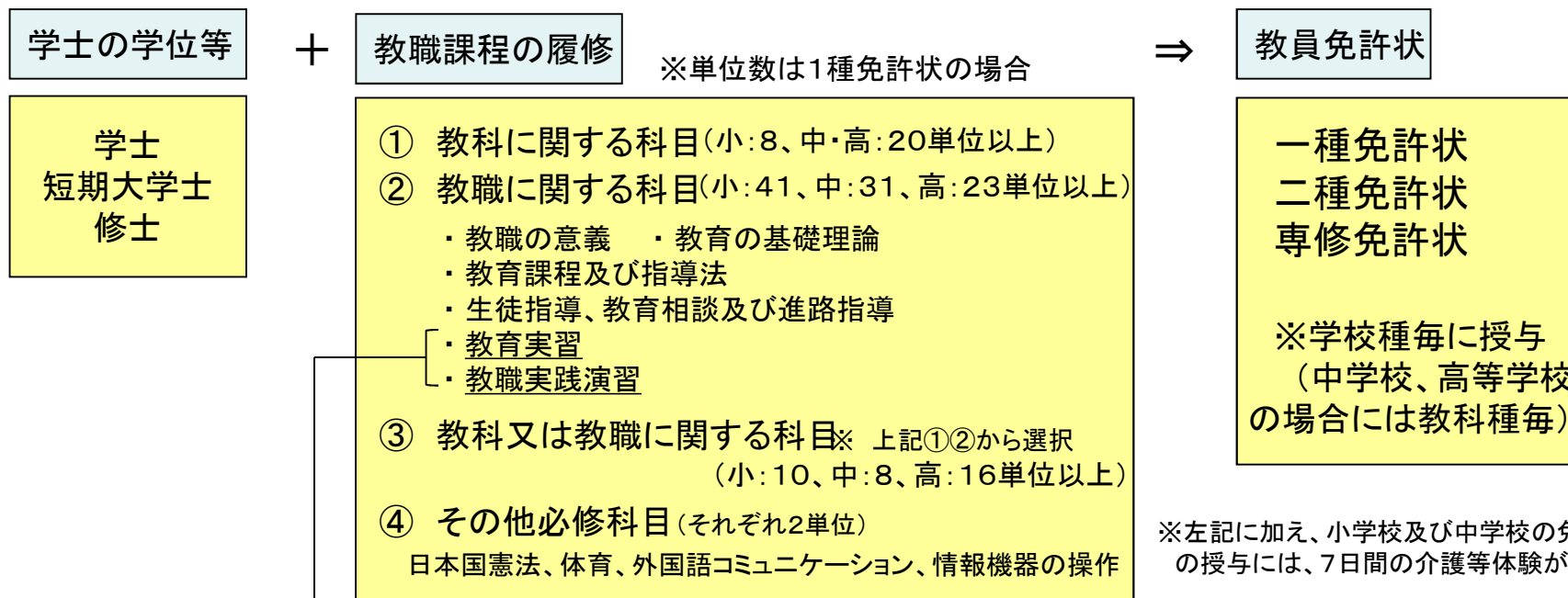
※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△ ※4	×	△ ※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能

大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



※左記に加え、小学校及び中学校の免許状の授与には、7日間の介護等体験が必要。

【教育実習】

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適正や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

免許状の種類	教育実習の必要単位	教育実習期間
幼稚園、小学校、中学校教諭免許状	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
高等学校教諭免許状	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

■教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯

昭和29年 幼小:4単位、中高:2単位
 平成元年 幼小:5単位、中高:3単位
 平成10年 幼小中:5単位、高3単位



※教育実習を長期化する際の留意点

- ①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多く必要)。
- ②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある。

【教職実践演習】(平成22年度に導入)

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。

必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。

(授業方法)

講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

免許状の授与に必要な単位の例

【小学校教諭一種免許状の場合】

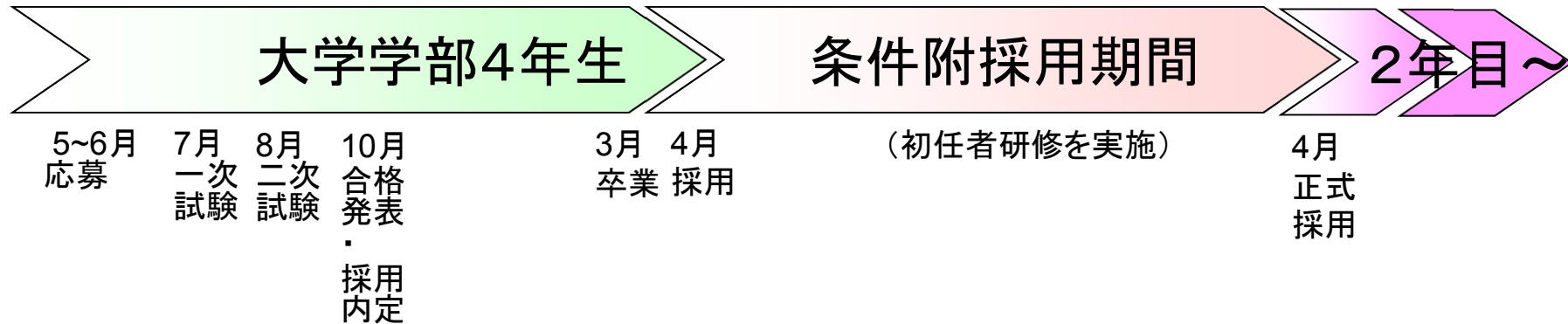
区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計8単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国語（書写を含む） ・ 社会 ・ 算数 ・ 理科 ・ 生活 ・ 音楽 ・ 図画工作 ・ 家庭 ・ 体育
○教職に関する科目 右記の科目について41単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・ 教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・ 教育課程及び指導法に関する科目 22単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上)、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングの基礎的な知識を含む)・進路指導の理論及び方法) ・ 教育実習 5単位 ・ 教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法 ・ 体育 ・ 外国語コミュニケーション ・ 情報機器の操作
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

教諭の他校種免許状の所有状況

幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭
小学校免許 8.9%	幼稚園免許 23.7%	幼稚園免許 1.7%	幼稚園免許 0.3%
中学校免許 1.4%	中学校免許 61.8%	小学校免許 26.9%	小学校免許 4.9%
高等学校免許 1.0%	高等学校免許 45.3%	高等学校免許 80.3%	中学校免許 56.9%

出典：文部科学省平成22年度学校教員統計調査

公立学校教員採用試験について



◆公立学校の教員は、地方公務員であるため、
採用選考は、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会が実施

◆採用選考試験の例

<一次選考>

(筆記試験)

○一般教養や教職教養に関する試験 (60分)

- ・人文・社会・自然科学に関する一般的な教養について
- ・教育関係法規、教育原理、教育心理など教員として必要な教養及び知識について

○教科専門に関する試験 (60分)

- ・指導内容や指導方法など教科の専門的知識及び能力について

(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論 など

<二次選考>

(筆記試験)

○小論文 (40分)

(実技試験)

○体育、音楽、美術、英会話 など

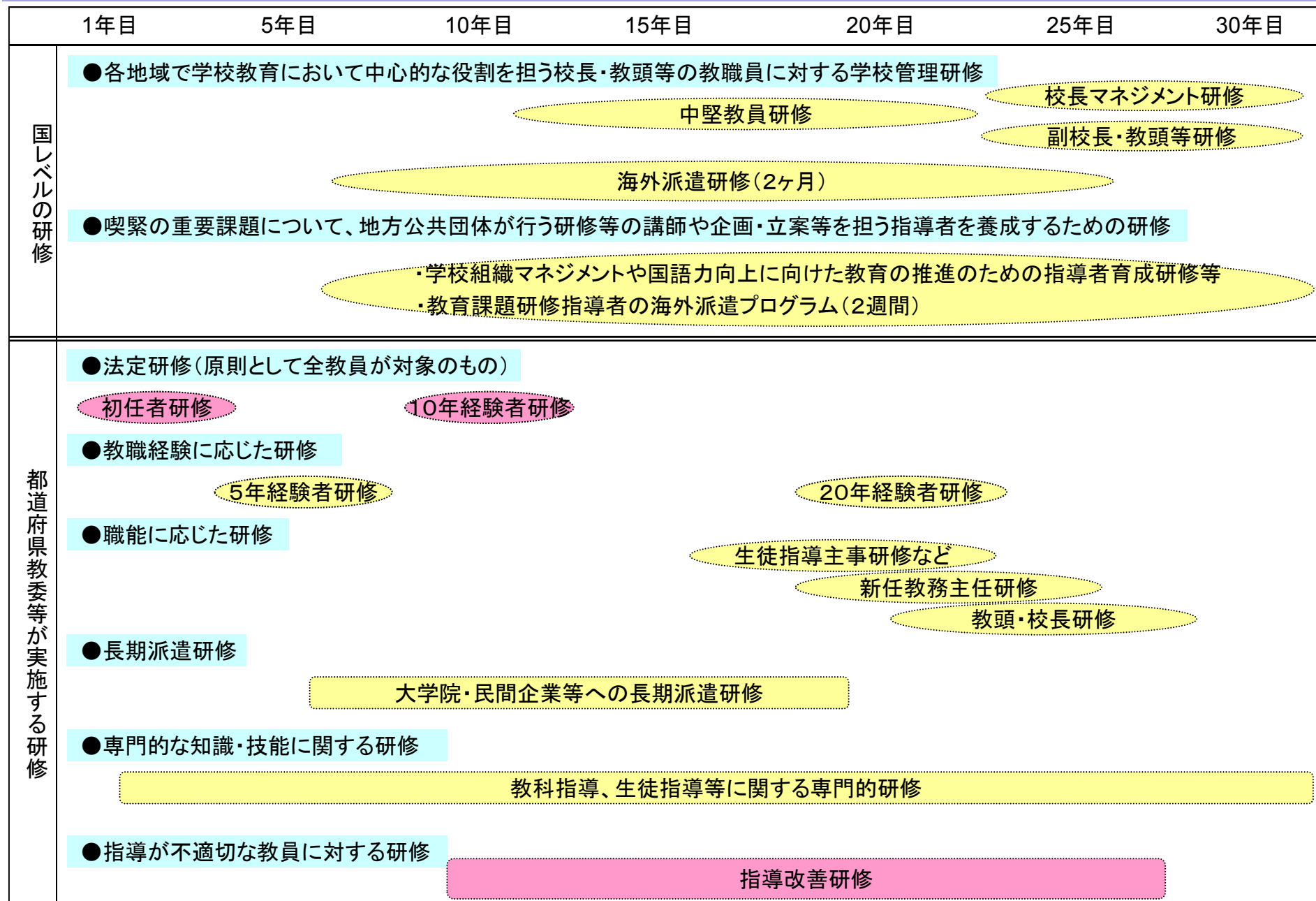
(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論、模擬授業 など

(その他)

○適性検査

教員研修の実施体系



※ピンク色は法定、黄色は任意の研修を表す。

教職員評価の現状について

- 教職員評価システムについて、全67教委で導入。
- 人事や給与、優秀教職員表彰、指導改善研修の認定等、教職員評価を活用した人事管理が徐々に浸透してきているものの、教育委員会において教職員評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。
- 学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、教職員評価と学校評価が連動する教委が、67教委中36教委と半数を超えている。
- 指導改善研修の認定への教員評価の活用について、平成25年4月1日現在67教委中17教委が実施。
- 優秀教員表彰への教職員評価の活用について、平成25年4月1日現在67教委中18教委が実施。

能力及び実績に基づく人事管理の徹底 (地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律)

(1) 能力本位の任用制度の確立

任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

(2) 人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

○ 勤務評定との違い

- ・勤務評定→「評価項目が明示されない」「上司からの一方的な評価で結果を知らされない」「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
- ・人事評価→能力・業績の両面から評価。評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用

○ 人事評価の根本基準等

- ・人事評価の根本基準→職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
- ・人事評価の実施→任命権者は、人事評価の基準及び方法を定め、これを定期的に行う。

<参考> 国の人事評価制度と同様の取組(能力評価及び業績評価(目標管理))を行っている団体

(平成24年度)

都道府県：37/47団体 (78.7%) 指定都市：19/20団体 (95.0%)

市区町村：563/1,722団体 (32.7%) ※一部の職位で行っている場合を含む。

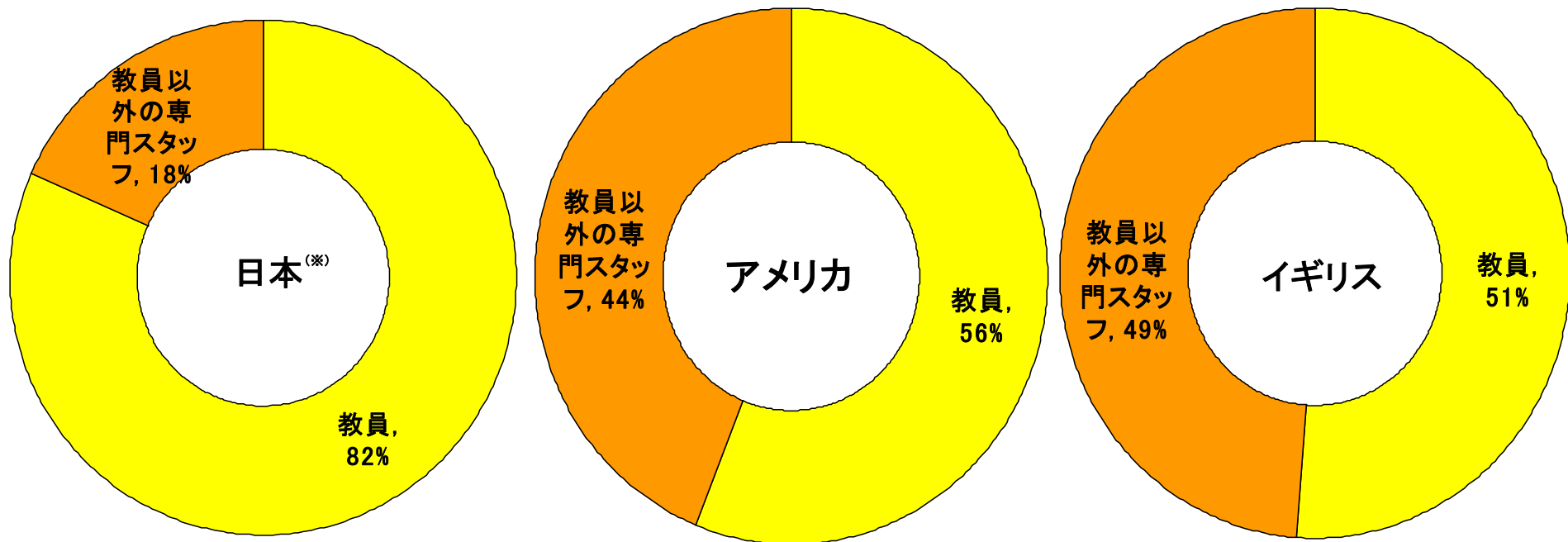
(3) 分限事由の明確化

分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

他

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度)、“Digest of Education Statistics 2012”、“School Workforce in England November 2013”

※1 日本は小・中学校に関するデータ

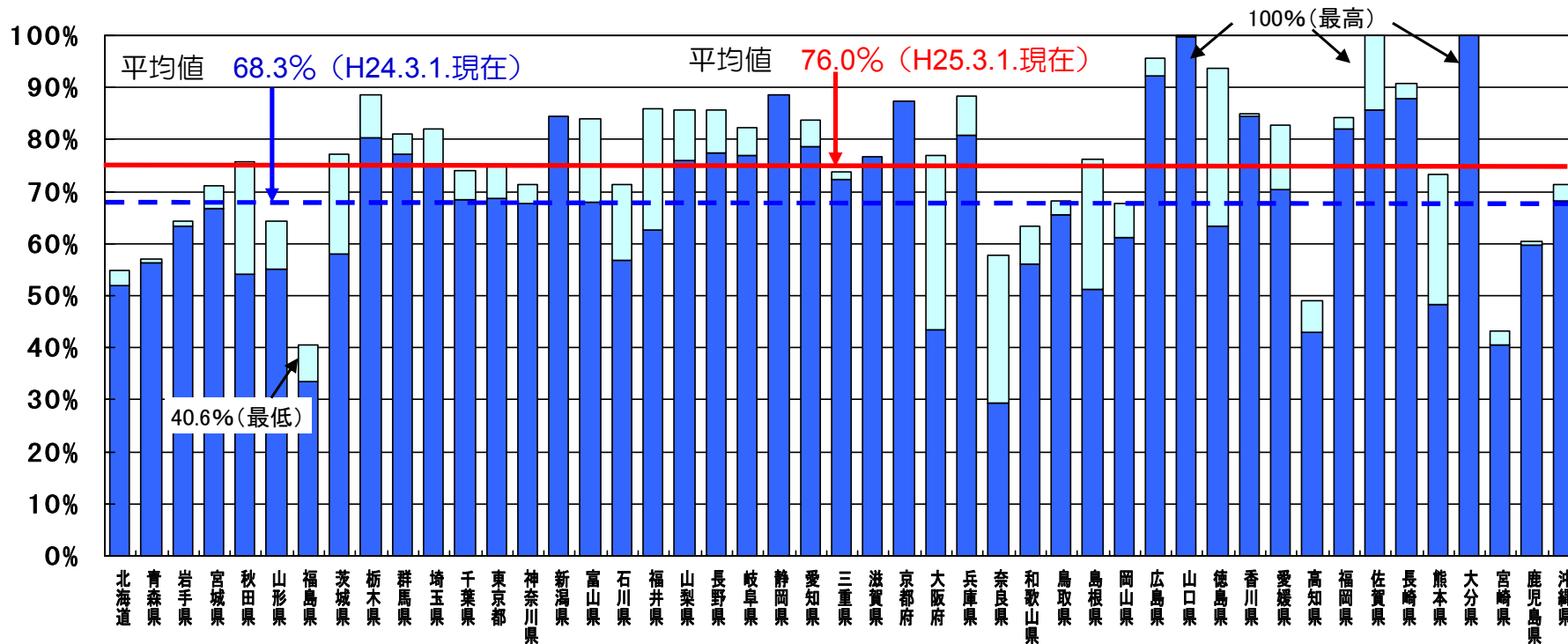
※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

校務支援システムのある学校の割合〔都道府県比較〕

【昨年度（平均：68.3%、最高：100%、最低：29.3%）】



■ 昨年度調査からの増加分

【参考】校務支援システムの運営形態
 (平均76.0%(68.3%)を100%とした場合の内数)

クラウドコンピューティングの導入が約3割
 従来型ネットワーク 68.3% (72.8%)
 クラウドコンピューティング 31.7% (27.1%)
 ※ () は昨年度の値

「校務支援システム」：校務文書に関する業務、教職員間の情報共有、家庭や地域への情報発信、サービス管理上の事務、施設管理等を行うことを目的とし、教職員が一律に利用するシステム。(上記の何れか一つを目的として利用するシステムを含む。)

「従来型ネットワーク」：学校や教育委員会等に設置されたサーバー等によって特定の組織・機関内でシステムを構築・運用している形態。

「クラウドコンピューティング」：「従来型ネットワーク」のように、1台1台のコンピュータにソフトウェアやデータを保存したりハードウェアを接続したりして利用するのではなく、サーバー等に保存・接続されたデータや機器などをネットワークを通して利用する形態。

出典：平成24年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査
 対象：全国の公立学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)

ICT利活用による教職員の負担軽減事例

<大分県教育委員会>

◆クラウドサービス構築による情報へのアクセシビリティの向上

○取組例(県立高校を中心とした県立学校・市町村立学校)

- ・学校ごとのサーバーを廃止し、統合サーバーを設置
- ・ネットワークを学校ごとにセキュリティで保護する学校総合成績管理システム(県内全て同じ)などのプライベートクラウド、学外からグループウェアやメールシステムが利用可能なパブリッククラウドの構築
- ・ヘルプデスク(コールセンター)の設置や現地ヘルプによる柔軟なサポートの実施
- ・統一した学校情報セキュリティポリシーの策定

○成果例

- ・外出先からメールやドキュメントが利用できるようになり、効率的な時間の活用が可能に
- ・情報共有の効率化により会議等の準備時間の短縮、質の向上
- ・高性能なサーバーにより個別のサーバー運用保守が不要となり、安定性も確保
- ・成績管理システムによる集計・資料作成業務の効率化、データの蓄積

<徳島県東みよし町教育委員会>

◆支援員の配置などICT利活用促進の支援

○取組例(小・中学校)

- ・校務支援システムにより、通信簿、学校日誌、出席簿等の様式の標準化
- ・システムやデータの安全性を守るため教育専用クラウドを導入
- ・教育情報化コーディネーターの配置やガイドブック、セキュリティポリシーの作成



○成果例

- ・通信簿作成等の作業の効率化による授業準備時間の確保
- ・システムやデータの安全性の確保による教職員の心的負担の軽減
- ・教育コーディネーター等の活用による教職員のICT利活用能力の向上

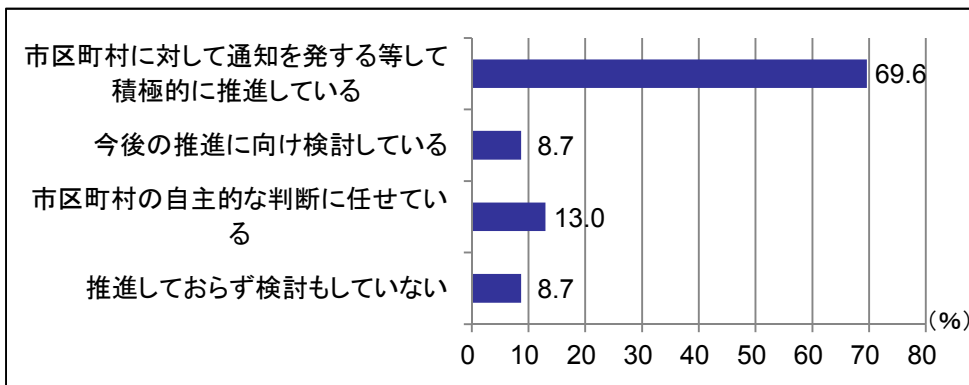


学校事務の共同実施について①

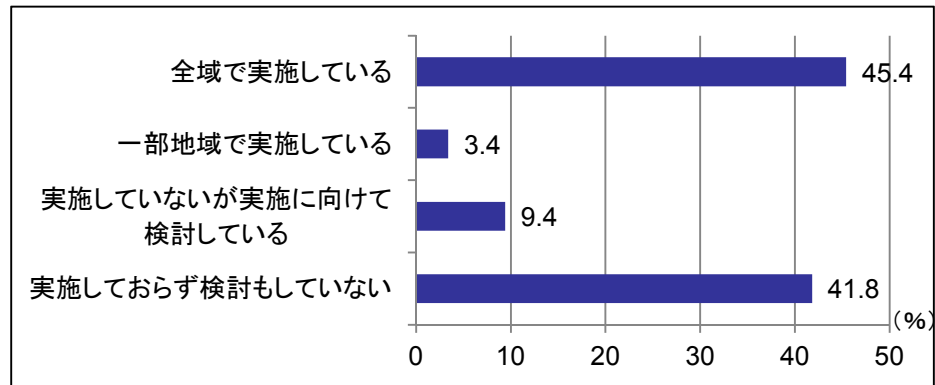
○共同実施の取組状況

＜都道府県調査＞ 回答都道府県の約8割が推進または推進を検討

＜市区町村調査＞ 回答市区町村の約6割が実施または実施を検討



※回答率 97.9%

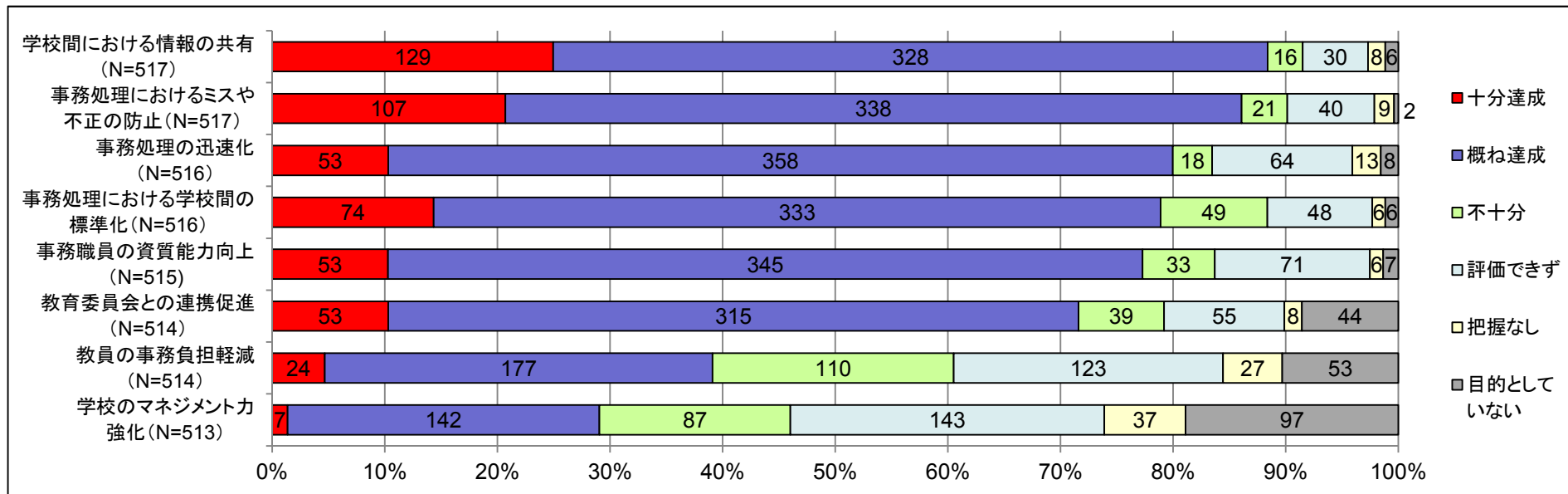


※回答率 61.0%

○共同実施の目的と達成度

＜市区町村調査＞ ・情報の共有、事務処理の標準化、教育委員会との連携促進等で高評価

・今後、教員の事務負担軽減及び学校のマネジメント力強化等、学校の管理運営面にどれほど貢献できるかがポイント



学校事務の共同実施について②

○取組事例

＜群馬県＞共同実施責任者への権限委譲及び一括処理システム導入による事務効率化の促進

実施形態

- ・中学校区を単位として、共同実施を主体的に行う中心校と、連携して業務を行う連携校により編成する。
- ・中心校には共同実施責任者が置かれ、その中心校の校長が共同実施組織を総括する。

特徴

- ・共同実施推進のため、住居手当と通勤手当の認定を共同実施責任者が専決できるよう県において専決権の規則を設けている。
- ・共同実施組織内で担当校を決め、一括処理システムを導入することで、担当校において共同実施組織内全校分の「給与データパソコン処理システム」と「人事管理システム」による処理が可能となる。

効果

- システム化により事務処理の効率化が図られ、教職員の事務支援に従事することができている
- ・教頭の事務への支援：報告や学校行事の開催、地域の関係機関等の連絡・調整に係る事務等
- ・教諭等の事務への支援：学級費等の徴収・支払い、児童会等の会計、教科書等支給に係る事務等

＜鳥取県＞地区別協議会を活かした市町村レベルでの業務改善

実施形態

- ・原則として中学校区を単位とし、共同実施の事務局を置く拠点校を定める。
- ・拠点校の事務職員を共同実施責任者に指定。共同実施組織の総括者は拠点校の校長が担う。
- ・共同実施組織内の事務職員に対し、共同実施内のすべての学校への兼務発令を行う。

特徴

- ・共同実施の円滑な運営のため、共同実施組織ごとに地区別協議会（市町村教育委員会職員、各校長、各事務職員等で構成）を設置し、業務内容及び運営等について協議を行っている。

効果

- 地区別協議会が効果的に活用され、着実に市町村レベルでの業務改善が実施されている。
- 名簿システム・学年会計処理システムの整備等により、教員の事務負担軽減が図られている。

＜春日市＞共同実施主任への権限委譲による学校マネジメントを支える共同実施組織の確立

実施形態

- ・市内全小中学校を2中学校と4小学校から構成される3グループに分け、グループの拠点となる拠点校を指定する。
- ・グループに、事務の責任者となる共同実施主任を置く。グループの総括は拠点校の校長が担う。

特徴

- ・共同実施導入時から、共同実施組織に教育活動のための予算が配当されており、この予算については学校から共同実施主任へ決裁権を委譲されている。
- ・共同実施主任者会議や事務研究協議会に、毎回市教育委員会の担当者が出席している。

効果

- 予算についての権限委譲により、共同実施組織が学校マネジメントを支える条件整備が図られている。
- 市からの支援により、学校・共同実施組織・市教委が課題を共有し方策を検討することで、一体となった取組が可能に。

新たな職(副校長、主幹教諭、指導教諭)の導入状況(平成25年度)

○副校長 : 校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。

(学校教育法第37条第5項等)

【設置県市数: 42都道府県市、設置人数: 3, 625名】

○主幹教諭: 校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。(学校教育法第37条第9項等)

【設置県市数: 55都道府県市、設置人数: 19, 089名】

○指導教諭: 児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(学校教育法第37条第10項等)

【設置県市数: 22都府県市、設置人数: 1, 680名】

出典: 平成24年度公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省調べ)

主幹教諭と主任の比較

	主幹教諭	主任
位置付け 選考・任用	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教諭と異なる職</u>であり任命権者（都道府県・指定都市教育委員会）の<u>任命行為が必要</u>。 ○学校を異動しても主幹教諭の身分は変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>職務命令</u>による校務分掌であり服務監督権者（市町村教育委員会又は校長）が命じる（例えば、教務主任については、<u>教諭、指導教諭をもって充てることとされている</u>）。 ○学校を異動すると、当該学校で担当する校務の内容を踏まえて、改めて主任を命じる。
設置	<ul style="list-style-type: none"> ○任意設置 <u>全国で約2万人（国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計）</u> （25年度学校基本調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則必置（教務主任、学年主任等が必置） <u>全国で約27万人（国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計）</u> （25年度学校基本調査より）
職務	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。</u>（学校教育法第37条9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ○例えば教務主任については以下のとおり規定されている。 <u>教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u>（学校教育法施行規則第44条4項）
給与	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教諭とは別の級で処遇</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○手当で処遇（級は教諭と同じ）

主任等の種類について

	省令上の主任等		各教育委員会等により置かれている主任等の例
	原則手当支給あり（注1）	原則手当支給なし	
小学校	教務主任、学年主任	保健主事	分校主任、研究主任（研修主任）、寮務主任、図書主任、小学校の生徒指導主事
中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事	保健主事、進路指導主事、	
高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長	保健主事	
特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任	保健主事、農場長、左記以外の進路指導主事、学科主任、寮務主任	

（注1）3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに同学年の児童又は生徒で編制する学級の数3未満である学年に置かれる学年主任を除く。

（注2） は、都道府県によって手当支給の対象として追加されていることが多いもの。

公立学校の主任等の数

学校種	人数	主任等の種類
小学校	109,607人	教務主任19,339人、学年主任70,786人、保健主事19,482人
中学校	61,694人	教務主任9,174人、学年主任24,171人、保健主事9,310人、生徒指導主事9,544人、進路指導主事9,495人
高等学校	30,691人	教務主任3,957人、学年主任10,603人、保健主事3,760人、生徒指導主事3,930人、進路指導主事3,883人、学科主任4,224人、農場長334人
中等教育学校	264人	教務主任31人、学年主任145人、保健主事26人、生徒指導主事32人、進路指導主事30人
特別支援学校	9,390人	教務主任1,597人、学年主任3,809人、保健主事1,020人、生徒指導主事1,224人、進路指導主事1,141人、学科主任314人、農場長2人、寮務主任283人
合計	211,646人	

(出典)平成25年度学校基本調査